

香川県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	939,965人	471,173,633 千円	8,065,555 千円	124,301,498 千円	26.4%	25.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

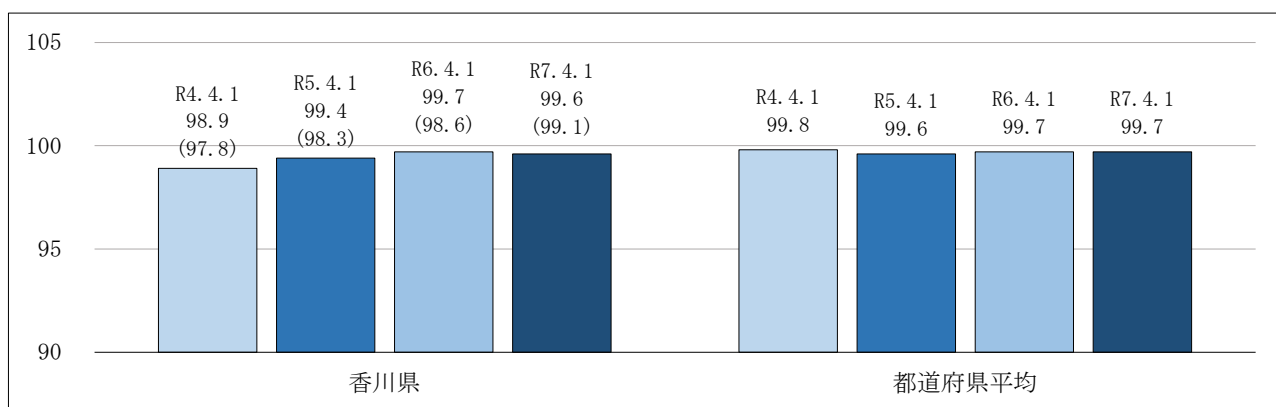
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	13,087 人	55,857,380 千円	11,234,627 千円	23,435,556 千円	90,527,563 千円	6,917 千円	7,115 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和7年度	381,431円	370,318円	11,113円 (3.00%)	3.00%	3.00%	3.62%

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

2 「勧告(改定率)」は、行政職給料表についての改定率である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	4.65月	4.60月	0.05月	0.05月	4.65月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の上重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 県外: 国基準と同様

県内: 国基準高松市のみ4%に対し、香川県においては県内全域3.2%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施

	支給対象地域	各年度の支給割合			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国基準による 支給割合	高松市	6%	5%	4%	4%
	坂出市	3%	2%	1%	0%
	三木町	3%	2%	1%	0%
	その他	0%	0%	0%	0%
香川県の支給割合	県内全域	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

③その他の見直し内容

(内容) 扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 令和7年4月1日実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県	42.8歳	332,443円	422,306円	365,050円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
都道府県平均	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円
うち庁務員	—	—	—	—	—
うち行政技術員	—	—	—	—	—
うち調理師	—	—	—	—	—
うち自動車運転士	—	—	—	—	—
うち守衛	—	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
香川県	(下記単純平均)	51.8歳	256,575円	1.36
うち庁務員	用務員	50.0歳	227,400円	—
うち行政技術員	—	—	—	—
うち調理師	調理士	44.7歳	255,800円	—
うち自動車運転士	自家用自動車運転者	59.9歳	273,700円	—
うち守衛	守衛	52.4歳	269,400円	—

区分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
香川県	5,663,999円	3,460,350円	1.64
うち庁務員	—	3,029,700円	—
うち行政技術員	—	—	—
うち調理師	—	3,394,000円	—
うち自動車運転士	—	3,775,000円	—
うち守衛	—	3,642,700円	—

※ 平成23年4月より技能労務職員の区分を「管理員」に統一しているため、民間との比較においては、民間類似職種のうち用務員、調理士、自家用自動車運転者、守衛（平成22年度までと同じ）の平均値を使用している。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている香川県データを使用している。（令和4年～令和6年の3カ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
香川県	46.1歳	386,170円	440,642円
都道府県平均	44.6歳	378,535円	442,107円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
香川県	40.9歳	361,757円	407,576円
都道府県平均	41.6歳	366,616円	424,360円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県	39.1歳	345,776円	477,553円	379,950円
国	41.7歳	339,095円	—	399,794円
都道府県平均	39.4歳	345,913円	494,513円	397,690円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		香 川 県	国
一般行政職	大学卒	237,600円	242,000円（総合職・大卒） 232,000円（一般職・大卒）
	高校卒	206,700円	200,300円（一般職・高卒）
技能労務職	高校卒	217,300円	—
	中校卒	205,000円	—
高等学校教育職	大学卒	265,400円	—
	高校卒	222,100円	—
小・中学校教育職	大学卒	265,400円	—
	高校卒	222,100円	—
警 察 職	大学卒	271,600円	277,700円（総合職・大卒） 269,200円（一般職・大卒）
	高校卒	239,900円	230,400円（一般職・高卒）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

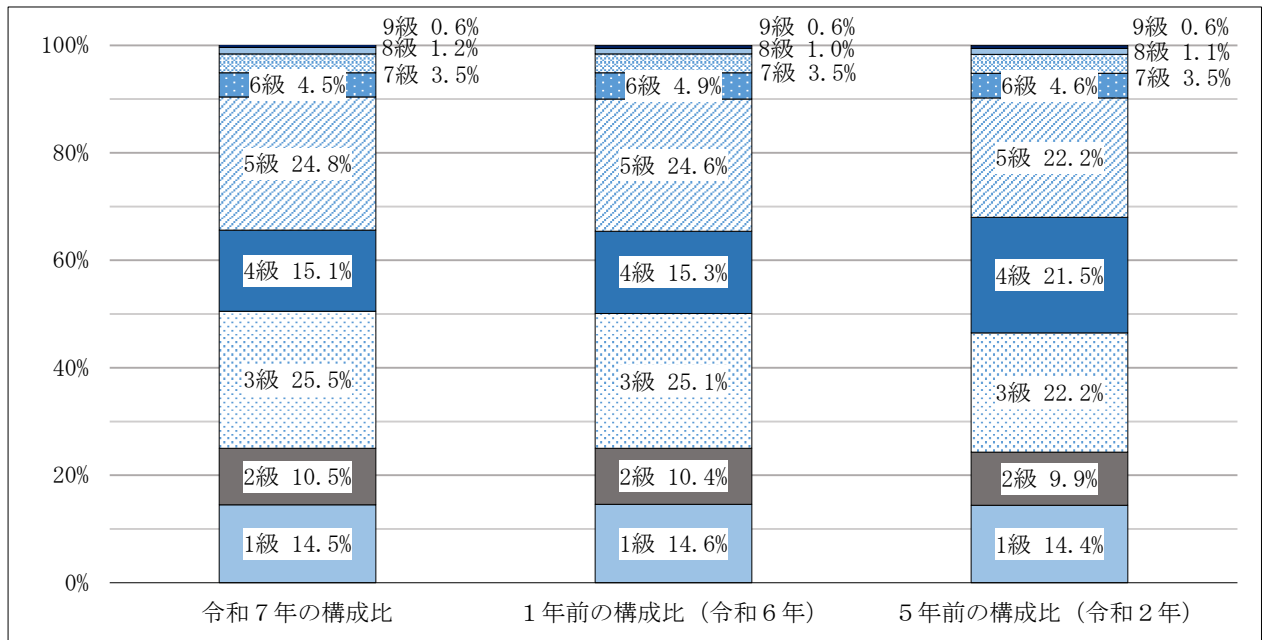
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	306,652円	376,533円	396,910円	409,579円
	高校卒	257,602円	339,645円	370,497円	383,970円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	354,911円	415,355円	433,459円	441,675円
	高校卒	296,348円	342,576円	421,200円	394,962円
小・中学校 教育職	大学卒	355,871円	406,624円	422,536円	432,425円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	318,299円	395,263円	420,551円	425,291円
	高校卒	295,161円	373,475円	400,667円	404,713円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

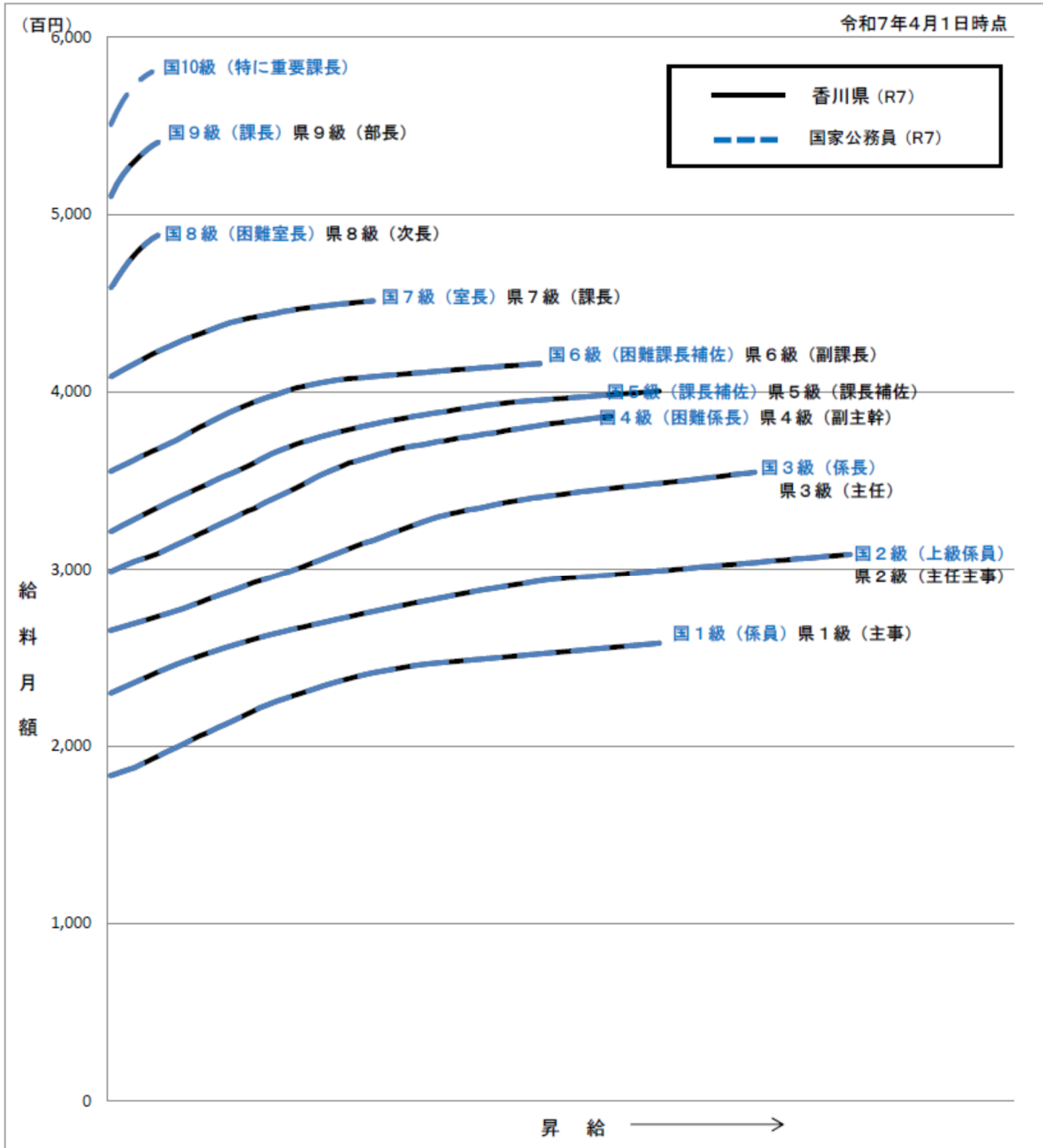
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	465人	14.5%	195,800円	268,300円
2級	主任主事、主任技師	337人	10.5%	242,000円	316,800円
3級	主任	819人	25.5%	276,300円	364,200円
4級	副主幹	485人	15.1%	309,800円	396,500円
5級	課長補佐	797人	24.8%	332,600円	411,000円
6級	主幹、副課長	145人	4.5%	366,800円	427,000円
7級	本庁課長	111人	3.5%	420,700円	463,000円
8級	本庁次長	38人	1.2%	471,900円	501,500円
9級	本庁部長	19人	0.6%	525,300円	555,300円

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（香川県）

令和7年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一率）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

香 川 県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,786千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の活用状況（一般行政職）（香川県）

令和7年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一率）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

香 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額					
3,634千円（自己都合）					
21,986千円（勸奨・定年）					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募勸奨認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,880,831千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		134,460円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20 %	24 人	20 %
大阪府（大阪市）	16 %	8 人	16 %
兵庫県（神戸市）	11 %	1 人	11 %
岡山県（岡山市）	3 %	1 人	3 %
広島県（広島市）	9 %	1 人	9 %
徳島県（徳島市）	2 %	2 人	2 %
石川県（金沢市）	3 %	1 人	3 %
神奈川県（川崎市）	16 %	1 人	16 %
<医師・歯科医師>	16 %	11 人	16 %
県内（高松市）	3.2 %	7,129 人	5 %
県内（坂出市、三木町）	3.2 %	1,093 人	2 %
県内（上記以外）	3.2 %	5,529 人	0 %
平均支給割合	3.24 %	—	2.80 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由	県外の地域については、人事院勧告に準じて見直しを行うとの人事委員会勧告を受けたが、県内の地域については、地域手当が公民較差に含まれるものであることを踏まえ、据え置くものとする人事委員会勧告を受けたため。		

(注) 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	727,117千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	81,397円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	1.2 %（月額支給）、68.4 %（日額支給）
手当の種類（手当数）	46

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	総務部税務課、県税事務所の職員	納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課・徴収事務	日額 670円
狂犬病予防等業務手当	支給対象業務に従事した職員	(1) 狂犬病予防法の規定による犬の捕獲または処分 (2) 動物の愛護及び管理に関する法律等の規定による犬、猫等の引取り、収容または処分	日額 880円
有害物等取扱手当	支給対象業務に従事した職員	(1) 特に危険な病原体の研究・検査業務（環境保健研究センター等の職員が行うものに限る） (2) 有害物を取り扱う業務または有害物のガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所の立入検査業務 (3) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務（医師、診療放射線技師等が行うものに限る）その他特に著しい放射線障害を受けるおそれのある業務	(1)、(3) 日額 320円 (2) 日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
と畜検査業務手当	と畜検査員	と畜場法の規定による獣畜のとさつまたは解体の検査業務	日額 880円
航空機搭乗業務手当	支給対象業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う、大気または海洋の汚染状況の調査、災害時の救助活動等の業務（飛行中の回転翼航空機から降下した場合）	1時間 1,900円 (日額 870円加算)
保安検査等業務手当	支給対象業務に従事した職員	火薬類取締法または高圧ガス保安法等の規定による保安検査・立入検査等	日額 250円
し尿処理施設等検査業務手当	支給対象業務に従事した職員	(1)現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設または浄化槽の立入検査 (2)下水道の管渠きよ内において行う工事（改築、修繕又は維持に係るものに限る。）の監督又は検査の業務	日額 270円
社会福祉業務手当	(1)保健福祉事務所等の職員 (2)子ども女性相談センターの職員 (3)子ども女性相談センター、障害福祉相談所の職員	(1)要保護者等を訪問して行う指導、相談または調査の業務 (2)児童の一時保護の業務 (3)面接して行う判定、指導、相談、調査または一時保護の業務（(2)の場合を除く）	(1)日額 510円 (2)医療職給料表(三)の職員 月額 給料月額の6/100 (限度額 22,000円) その他の職員 月額 給料月額の9/100 (限度額 32,400円) (3)日額 510円
精神保健福祉業務手当	(1)精神保健指定医 (2)保健所等の職員 (3)心理判定員、精神保健福祉相談員、保健師	(1)精神障害の有無等の判定業務 (2)精神保健指定医の診察の立会いまたは入院のための患者の移送の業務 (3)精神障害者の社会復帰に関する相談または援助業務	日額 290円
結核患者訪問手当	支給対象業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により訪問して行う指導業務	日額 230円
臨床業務手当	精神保健福祉センターの医師	臨床に関する業務	日額 1,200円
児童福祉業務手当	斯道学園の職員	児童に対する指導または自立の支援に関する業務 (1)管理職員 (2)児童自立支援専門員、児童生活支援員または職業指導員 (3)(1)、(2)の職員を補助する職員	(1)月額 給料月額の3/100 (限度額 11,900円) (2)月額 " 12/100 (限度額 43,200円) (3)日額 200円
知的障害者福祉業務手当	川部みどり園の職員	教育、指導または訓練の業務 (1)管理職員 (2)生活支援員、作業指導員、児童指導員または保育士 ①重度の知的障害者に対する業務に常時従事する職員 ②その他の職員 (3)看護師または准看護師 ①重度の知的障害者に対する業務に常時従事する職員	(1)月額 給料月額の3/100 (限度額 11,900円) (2) ①月額 給料月額の12/100 (限度額 43,200円) ②月額 給料月額の 9/100 (限度額 32,400円) (3) ①月額 給料月額の 9/100 (限度額 33,000円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		②その他の職員 (4) (1)～(3)の職員を補助する職員	②月額 給料月額の 6/100 (限度額 22,000円) (4)日額 200円
職業訓練業務手当	高等技術学校の職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額の7/100 (限度額 25,200円)
農業経営者養成手当	農業大学の職員	農業経営に関する知識または技術を教授する業務	月額 給料月額の7/100 (限度額 25,200円)
畜産特殊作業手当	畜産試験場の職員	(1)種雄畜の自然交配、精液採取等作業 (2)豚のとさつ、解体作業 (3)家畜のふん尿処理作業	(1)日額 230円 (2) " 200円 (3) " 180円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所の獣医師	家畜保健衛生所法に規定する業務	日額 880円
漁業取締業務手当	漁業監督吏員、船舶員	船舶に乗り組んで行う漁業取締り業務	日額 370円
用地交渉等業務手当	支給対象業務に従事した職員	土地の取得、換地処分等に関し現地で交渉する業務	日額 650円 (深夜：日額 975円)
特殊現場作業手当	支給対象業務に従事した職員	(1)潜水作業 (2)重大災害発生箇所等の巡回監視、応急作業、災害状況調査業務 (3)高所における土木工事作業、監督業務 (4)深所における土木工事作業、監督業務 (5)交通を遮断することなく行う道路維持修繕等作業 (6)トンネル坑内の工事監督、測量、検査業務 (7)感染症の患者等に面接して行う発生状況や原因の調査等、病原体の汚染区域で行う患者の看護、病原体付着物件等の処理作業、入院のための患者の移送 (8)家畜伝染病の病原体に汚染されている区域で行う患畜の飼育、病原体付着物件等の処理作業 (9)大気汚染防止法または県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の規定による立入検査	(1)1時間 310円 (2)巡回監視 日額 480円 (日没～日出間 720円) 応急作業、災害状況調査 日額 730円 (日没～日出間1,095円) (3)～(5)日額 300円 (6)日額 560円 (7)日額 290円 (8)日額 400円 (9)日額 300円
特定新型インフルエンザ等に係る特殊現場作業手当の特例	支給対象業務に従事した職員	職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 3,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定めるものに従事した場合には、4,000円)
特殊現場指導業務手当	支給対象業務に従事した職員	(1)道路、河川等の不法占有者等に面接して行う指導または監督業務 (2)廃棄物処理現場等で不法投棄者等に面接して行う指導または監督業務	(1)～(3) 日額 650円 (4)日額 1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		(3) 漁業監督吏員および船舶員が現場において漁業者等に面接して行う漁業取締りに関する業務 (4) 麻薬取締員が従事する麻薬および向精神薬取締法に規定する職務	
犯罪捜査手当	(1) 支給対象業務に従事する者 (2) 支給対象業務に従事する警察官	(1) 主として犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕業務 (2) 銃器に係る犯罪の犯人逮捕等業務 ① 銃器等の使用犯罪現場における犯人逮捕、人質救出または犯人説得業務 ② 銃器を使用または所持する犯人の逮捕業務 ③ ①の業務に付随した固定配置の警戒業務 ④ 銃器を使用した犯人の逮捕業務に付随した固定配置の警戒業務 ⑤ 暴力団対立抗争事件に係る暴力団事務所等の直近における固定配置の警戒業務 ⑥ 暴力団等から危害を受ける恐れがある者を保護するための警戒業務	(1) 日額 560円 (2) ①日額 1,640円 ② " 1,100円 ③ " 1,100円 ④ " 820円 ⑤ " 820円 ⑥ " 820円
警衛警護警備手当	(1) 私服員の警察官 (2) 支給対象業務に従事する警察官	(1) 身辺警衛または身辺警護業務 ① 著しく困難な業務 ② その他業務 (2) 核燃料物質等運搬車両の警備業務	(1) ①日額 1,150円 ② " 640円 (2) 日額 640円
犯罪鑑識手当	支給対象業務に従事する者	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の業務又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務 (1) 現場において従事した場合 (2) その他の場所において従事した場合	(1) 日額 560円 (2) 日額 280円
死体取扱手当	支給対象業務に従事する者	(1) 検視、死体解剖の専従立会いまたは死体解剖補助業務 (2) その他の死体取扱い業務 ① 心身に著しく負担を与える業務 ② その他業務	(1) 1体 3,200円 (2) ①1体 3,200円 ② " 1,600円
交通捜査等手当	支給対象業務に従事する警察官	(1) 交通事故の処理、交通事故・暴走族に係る犯罪捜査等の業務 ① 高速自動車国道等 ② その他の道路 (2) 交通指導取締り業務 (①、②同上) (3) 交通取締用自動車の運転 ① 自動二輪車 ② その他の自動車 ア 高速自動車国道等 イ その他	日額 (1) ①夜間1,260円、 昼間 840円 ②夜間 840円、 昼間 560円 (2) ①460円、②310円 (3) ①、②ア 日額 560円 ②イ 日額 420円
爆発物等取扱手当	支給対象業務に従事する者	(1) 爆発物等の処理業務 (2) 特殊危険物質等の鑑識、収容等業務	(1) 1件 5,200円 (2) " 4,600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		(3)特殊危険物質危険区域内の業務 (4)特殊危険物質製造過程解明等の実験	(3)日額 250円 (4) " 460円
災害警備等 手当	支給対象業務に従事 する者	(1)重大災害発生箇所等での災害警備、遭難 救助等の業務 ①災害対策基本法の警戒区域 ア 大規模な災害に係る業務 イ その他の災害に係る業務 ②引き続き2日以上従事し、いずれかの日 において人命救助に従事した災害警備 等の業務(①を除く) ア 大規模な災害に係る業務 イ その他の災害に係る業務 ③大規模な災害に係る業務(①、②を除く) ア 夜間 イ 昼間 ④その他 ア 夜間 イ 昼間 (2)東日本大震災に係る業務 ①福島第一原子力発電所の敷地内従事者 ②警戒区域又は帰還困難区域での従事者 ③居住制限区域での従事者 ④緊急事態応急対策実施区域に所在する 特定原子力事業所での従事者	(1)①ア 日額 2,160円 イ 日額 1,680円 ②ア 日額 2,160円 イ 日額 1,680円 ③ア 日額 1,620円 イ 日額 1,080円 ④ア 日額 1,260円 イ 日額 840円 (2) ①日額 3,300～40,000円 ②日額 1,330～6,600円 ③日額 660～3,300円 ④日額 40,000円を超えない 範囲内において人事委員 会で定める額
夜間特殊業 務手当	支給対象業務に従事 する者	(1)正規の勤務時間による勤務の全部また は一部を深夜に行う業務 ①深夜の全部 ②深夜の一部 (2)正規の勤務時間外の緊急呼出しを受け た捜査、逮捕等の業務	(1)① 1回 980円 ② 2時間以上 650円 " 未満 410円 (2) 1回 1,240円
警ら手当	支給対象業務に従事 する警察官	(1)警らの業務 (2)警ら用無線自動車の運転	(1)日額 340円 (2)日額 420円
航空手当	支給対象業務に従事 する者	(1)航空機操縦業務 (2)航空機整備業務 (3)航空機に搭乗した犯罪捜査等業務	(1)月額 給料月額の12/100 (2) " 給料月額の 6/100 (3)業務内容等により1時間 1,900円～6,630円 飛行中の航空機から降下した場合 日額 870円
海上取締等 手当	支給対象業務に従事 する者	(1)警察用船舶に乗り組み、取締り等の業 務(犯罪捜査手当の受給者を除く) (2)遠隔地の離島の周辺海域において海上 保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上 警戒の業務	(1)日額 370円 (2)日額 1,100円(昼間) 日額 1,650円(夜間)
潜水手当	支給対象業務に従事 する警察官	潜水用具を着用して行う潜水業務 ①著しく困難な状況下 ②その他の状況下	①1時間 470円 ② " 310円
看守護送手 当	支給対象業務に従事 する者	(1)留置場における看守業務 (2)被疑者・被告人の護送業務	(1)日額 340円 (2) " 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定新型インフルエンザ等作業手当	支給対象業務に従事する者	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 (1)緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるもの (2)その他の作業	(1)日額 4,000円 (2) " 1,500円
教員特殊業務手当	主幹教諭、教諭、養護教諭、講師等で給料表の1級、2級または特2級のもの	(1)非常災害等の緊急業務 ①非常災害時における児童等の保護または緊急の防災・復旧業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務 ③児童等に対する緊急補導業務 (2)児童等引率指導業務(泊あり) (3)週休日等を行う対外運動競技等の児童等引率指導業務 (4)週休日等の部活動指導業務 (5)週休日等の入学試験監督等業務	日額 (1)① 8,000円 (被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会に協議して認める業務16,000円) ② 7,500円 ③ 3,750円 (終日程度 7,500円) (2) 5,100円 (操業実習指導等のため実習船翔洋丸に乗船する場合 6,000円) (3) 5,100円 (4) 2時間以上 1,900円 3時間以上 2,700円 4時間以上 3,600円 (5) 1,800円 (半日程度 900円)
多学年学級担当手当	小学校または中学校の2以上の学年、学級を担当する職員	授業または指導 (1) 3の学年、学級 (2) 2の学年、学級	(1)日額 350円 (2) " 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
兼務手当	(1)①昼間授業担当職員 ②夜間授業担当職員 (2) (1)を除く職員	(1)①夜間授業を行う場合 ②昼間授業を行う場合 (2)本務学校以外の学校に勤務する場合	(1)1時間 700円 (2) " 700円
添削、面接指導手当	高等学校の職員 (本務として通信教育に従事する職員以外)	(1)通信教育の添削指導 (2)通信教育の面接指導	(1)報告書1通 130円 (2)1時間 700円
有害物取扱手当	高等学校の職員	有害物を使用する業務	日額 290円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校の職員	本務として夜間学級の業務に従事する場合	月額 給料月額×支給割合 (支給割合) 校長：3% 副校長・教頭：5% 教諭等：7%
浄水等作業手当	香川県広域水道企業団に派遣された職員で支給対象業務に従事した職員	(1)汚泥処理等作業 (2)水面上で行う流木等除去作業または採水作業 (3)高圧電流の受配電設備等の操作または保守業務 (4)高所・深所における巡視その他の業務	日額 590円 (夜間の交替制勤務：日額 860円) ※水質検査施設内における (5)の業務 日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		(5) 危険物等取扱業務 (6) 酸素欠乏危険場所における保守点検業務	
用地交渉業務 手当	香川県広域水道企業団 に派遣された職員で支 給対象業務に従事した 職員	土地の取得に関し現地で交渉する業務	日額 650円 (深夜：日額 975円)
特殊現場水道 業務手当	香川県広域水道企業団 に派遣された職員で支 給対象業務に従事した 職員	(1) 重大災害発生施設等の巡回監視、応急作 業等 (2) 交通を遮断することなく行う水道工事等 の作業または監督 (3) トンネル坑内等における水道工事等の監 督、測量または検査業務	(1) 巡回監視 日額480円 (日没～日出間 720円) 応急作業等 日額730円 (日没～日出間1,095円) (2) 日額 300円 (3) 日額 560円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,938,598千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	502千円
支給実績（令和5年度決算）	2,789,287千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	477千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
給料の特別調整額（管理職手当）	管理、監督の地位にある職員の職のうち、人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・適用給料表の別、属する職務の級および区分に応じ定める額（定額）	同	—	829,552 千円	761,756 円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師等である職員に採用の日から一定期間支給 ・職員の区分および採用日以後の期間の区分に応じ 310,800円 内	同	—	43,328 千円	1,007,628 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職7級以下 3,000円 行政職8級 支給なし 行政職9級 支給なし ・子 11,500円 ・父母等 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	1,206,350 千円	229,606 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額-23,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	異	国： ・27,000円以下 家賃-16,000円 ・27,000超 (家賃の額- 27,000円)/2+ 11,000円 ※最高支給限度 額 28,000円	770,483 千円	268,087 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額	異	国：上限額 150,000円	1,299,237 千円	104,803 円
	【交通用具使用者】 ・交通用具の使用距離区分に応じ、 2,700円（片道2km以上）から 最高30,700円まで	異	国： 2,000円～ 31,600円		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・30,000円＋加算額（配偶者住居との距離に応じ8,000円～70,000円）	同	—	54,097 千円	378,301 円
在宅勤務等手当	住居等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを3ヶ月以上の期間、1ヶ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給 ・月額 3,000円	同	—	—	—
特地勤務手当 (特地勤務手当に準ずる手当)	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 ・公署の級別区分に応じ、 給料、扶養手当の月額合計額× 支給割合（4/100、8/100）	同	—	2,099 千円	190,818 円
農林漁業普及 指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給 ・給料月額×6/100			23,575 千円	196,458 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×135/100	同	—	384,562 千円	134,462 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,400円 ほか （※勤務時間による増減あり）	同	—	381,545 千円	247,596 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 （大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。） ・勤務1回につき、 職務に応じ 12,000円 内	同	—	1,990 千円	34,912 円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	—	107,807 千円	70,508 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当・ 新型インフルエンザ等緊急 事態派遣手当)	国等から派遣された災害対策基本法に規定する職員で、住所または居所を離れて県内に滞在することを要する者に支給 ・1日につき、滞在期間・施設の種類に応じ 6,620円 内			0 千円	0 円
義務教育等教員 特別手当	小学校、中学校または県立学校に勤務する教育職員に支給 ・職員の区分に応じ職務の級、号給に対応する額 (2,000円～8,000円)			455,908 千円	57,768 円
へき地手当 (へき地手当に準 ずる手当)	条例で指定するへき地学校等に勤務する職員に支給 ・へき地学校の級別に応じ、給料、扶養手当の月額合計額×支給割合 (2/100～16/100)			26,794 千円	173,987 円
産業教育手当	県立高等学校において農業、水産または工業に係る産業教育に従事する教育職員に対して支給 ・月額 給料月額×7/100			71,394 千円	278,883 円
定時制通信教育 手当	県立高等学校で定時制課程または通信制課程に従事する教育職員に支給 ・月額 給料月額×支給割合 (2/100～7/100)			29,360 千円	290,693 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知 事	1,310,000 円
	副 知 事	1,000,000 円
	教 育 長	820,000 円
報酬	議 長	960,000 円
	副 議 長	860,000 円
	議 員	810,000 円
期末手当	知 事	(令和7年度支給割合) 3.50月分
	副 知 事	(令和7年度支給割合) 3.50月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	131万円×在職月数×0.483 30,371,040 円 任期毎
	教 育 長	100万円×在職月数×0.367 17,616,000 円 "
		82万円×在職月数×0.241 9,485,760 円 "
備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

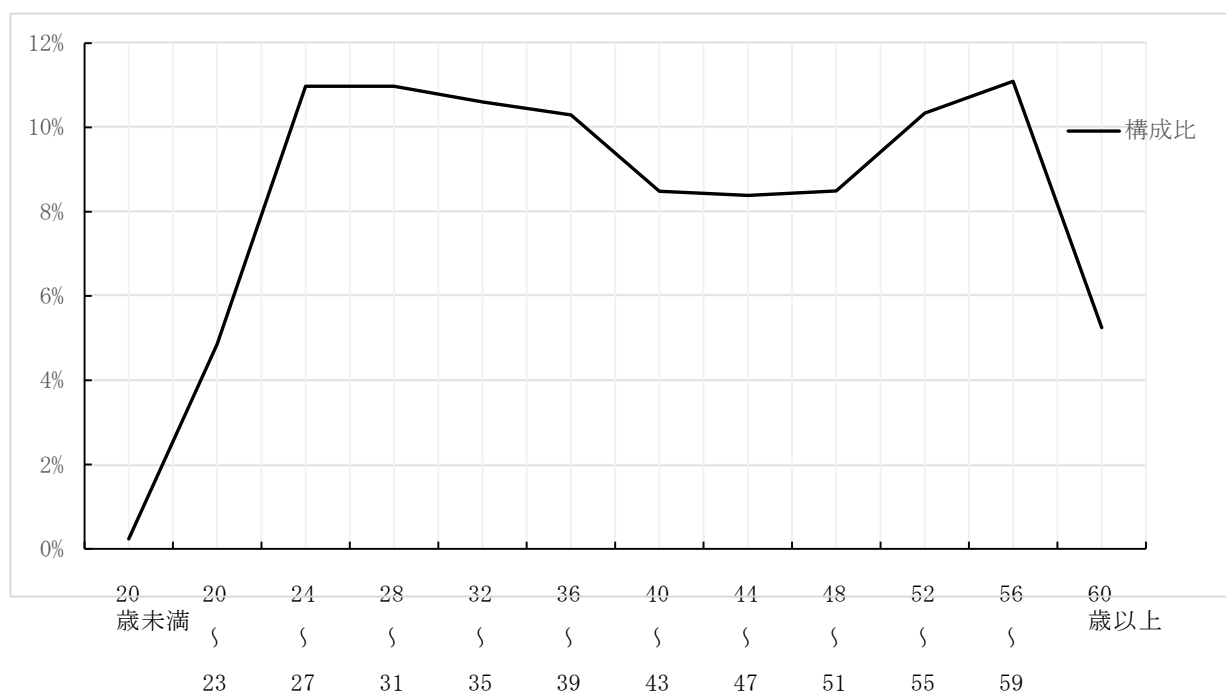
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	31	31	0	(主な増加理由) ・市町連携担当の増員 ・健康政策課の新設 ・外国人材担当の増員 ・開発・盛土規制室の新設 (主な減少理由) ・新型コロナウイルス関連の減
		総務	519	525	6	
		税務	121	119	△2	
		民生	336	341	5	
		衛生	419	405	△14	
		労働	57	58	1	
		農林水産	604	595	△9	
		商工	225	225	0	
		土木	543	539	△4	
		計	2,855	2,838	△17	
	教育部門	8,166	8,154	△12	(参考：人口10万人当たり職員数 302人) ・児童・生徒数、学級数の減少	
	警察部門	2,113	2,095	△18	・採用・退職者差	
	小 計	13,134	13,087	△47	(参考：人口10万人当たり職員数 1,392人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院 そ の 他		1,238	1,257	19	(看護師等)
			98	90	△8	
	小 計	1,336	1,347	11		
合 計			14,470	14,434	△36	(参考：人口10万人当たり職員数 1,536人)
			[14,645]	[14,669]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	33人	678人	1,533人	1,533人	1,481人	1,438人	1,185人	1,171人	1,186人	1,444人	1,550人	733人	13,965人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	2,781	2,806	2,820	2,836	2,855	2,838	57（2.0%）
教育	8,081	8,409	8,266	8,216	8,166	8,154	73（0.9%）
警察	2,154	2,154	2,138	2,145	2,113	2,095	△59（△2.7%）
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	13,016	13,369	13,224	13,197	13,134	13,087	71（0.5%）
公営企業等会計	1,357	1,351	1,351	1,337	1,336	1,347	△10（0.4%）
総合計	14,373	14,720	14,575	14,534	14,470	14,434	61（0.4%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	30,355,736 千円	▲2,645,622 千円	14,814,477 千円	48.8%	48.3%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	1,227 人	4,781,905 千円	2,749,176 千円	2,087,707 千円	9,618,788 千円	7,839 千円	8,002 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	49.2歳	643,753円	1,456,520円
看 護 師	35.6歳	331,076円	527,923円
事 務 職 員	43.0歳	354,918円	595,057円
団体（都道府県）平均			
医 師	42.2歳	581,154円	1,481,949円
看 護 師	41.0歳	320,672円	534,224円
事 務 職 員	45.7歳	335,022円	548,970円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

香 川 県		香 川 県（一般行政職等）	
1人あたり平均支給額（令和6年度）	1,797千円	1人あたり平均支給額（令和6年度）	1,786千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%		・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

香 川 県			香 川 県（一般行政職等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5868月分	勤続20年	19.6695月分	24.5868月分
勤続25年	28.0395月分	33.2707月分	勤続25年	28.0395月分	33.2707月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,349千円（自己都合） 19,207千円（勸奨・定年）			1人当たり平均支給額 3,634千円（自己都合） 21,986千円（勸奨・定年）		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募勸奨認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			289,394千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			237,403円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	知事部局の制度（支給割合）
<医師・歯科医師>	16%	153人	16%
県内（高松市）	3.2%	899人	3.2%
県内（坂出市、三木町）	3.2%	0人	3.2%
県内（上記以外）	3.2%	232人	3.2%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度決算）	306,929千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	253,870円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	86.4%（月額支給）、80.7%（日額支給）
手当の種類（手当数）	15

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物等取扱手当	支給対象業務に従事した職員	(1)特に危険な病原体の研究・検査業務 (2)有害物を取り扱う業務 (3)エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務（医師、診療放射線技師等が行うものに限る）	(1)、(3)日額 320円 (2)日額 290円
航空機搭乗業務手当	支給対象業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う、診療、調査その他管理者が定める業務（飛行中の回転翼航空機から降下した場合）	1時間 1,900円 (日額 870円加算)
精神保健福祉業務手当	支給対象業務に従事した職員	精神保健指定医の診察の立会いまたは入院のための患者の移送の業務	日額 290円
感染症等治療業務手当	支給対象業務に従事した職員	感染症病棟、結核病棟等において、直接、患者に接する業務 (1)医師 (2)感染症病棟等において常時勤務する看護師または准看護師 (3)その他の職員	(1)日額 350円 (2)月額 給料月額の3/100 (限度額 11,000円) (3)日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神病治療業務手当	丸亀病院の職員	精神障害者に接して行う治療業務または精神病棟において、直接、精神障害者に接する業務 (1) 医師 (2) 看護師（管理職員）、判定・相談業務に従事する保健師 (3) 看護師（(2)の職員を除く）または准看護師 (4) 作業療法の補助職員 (5) 判定・相談業務に従事する職員、作業療法士または管理員 (6) その他の職員	(1) 月額 給料月額×6/100 （限度額 30,800円） (2) 月額 " 3/100 （限度額 12,400円） (3) 月額 " 6/100 （限度額 22,000円） (4) 月額 " 9/100 （限度額 32,400円） (5) 月額 " 6/100 （限度額 21,600円） (6) 日額 530円
夜間看護等手当	(1) 医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、看護師等 (2) 医療職給料表の適用職員で管理者が定めるもの	(1) 正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜に行われる看護業務または救急医療業務 (2) 正規の勤務時間以外の救急医療等に関する業務	(1) 深夜の勤務時間 ア深夜全部 1回7,300円 イ深夜の一部 2時間未満 1回2,150円 4時間未満 1回3,100円 4時間以上 1回3,550円 (2) 正規の勤務時間以外 ア管理職員 3時間未満 1回10,000円 6時間未満 1回15,000円 6時間以上 1回20,000円 イア以外の職員 1回1,620円
分べん手当	分べん業務に従事した医師又は看護師	(1) 分べん業務に従事した産科医師 (2) 分べん業務において分べんを直接介助した看護師	(1) 1件 5,000円 (2) 1件 2,500円
死体取扱手当	支給対象業務に従事した職員	(1) 死体の解剖またはその補助作業 (2) 死体の清しき納棺作業	(1) 1体 900円 (2) 1体 540円
診療応援手当	医師、歯科医師	他の公的医療機関等において行う診療等の応援業務	(1) 診療 3時間未満 1回 6,000円 3時間以上 1回10,000円 (2) 宿日直勤務 5時間未満 1回3,000円 5時間以上 1回6,000円
講義手当	医師、歯科医師	県立高等学校又は消防学校において行う講義	(1) 県立高等学校 1時間 3,800円 (2) 消防学校 1時間 6,990円
災害応急作業等手当	支給対象業務に従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある場所又は発生した場所（それぞれ県の区域外の場所に限る。）において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務	(a) (b以外) 日額 730円 (b) 日没から日出までの間において従事した場合 日額1,095円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物等取扱 手当の特例(特 定新型インフ ルエンザ等)	支給対象業務に 従事した職員	有害物等取扱手当(1)又は(3)に掲げる業務 が、特定新型インフルエンザ等から県民の生 命及び健康を保護するために行われた措置 に係る作業であって特定新型インフルエン ザ等患者等(特定新型インフルエンザ等の患 者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。) に接して行う検査(検体を採取する作業を含 む。)又はこれに準ずるものとして管理者が 認める作業であるとき	(a)(b以外) 日額1,500円 (b) 緊急に行われた措置に係 る作業であって、心身に著しい 負担を与えると管理者が認め るものに従事した場合 日額4,000円
感染症等治療 業務手当の特 例(特定新型イ ンフルエンザ 等)	支給対象業務に 従事した職員	県立病院に勤務する職員が、特定新型インフ ルエンザ等から県民の生命及び健康を保護 するために行われた措置に係る作業であつ て特定新型インフルエンザ等患者等の診療、 看護若しくはこれらの者に接する作業若し くは特定新型インフルエンザ等の病原体が 付着し、若しくは付着の危険がある物件の処 理を行う作業又はこれに準ずるものとして 管理者が認める作業に従事したとき	(a)(b以外) 日額1,500円 (b緊急に行われた措置に係る 作業であって、心身に著しい負 担を与えると管理者が認める ものに従事した場合 日額4,000円
診療応援手当 の特例	医師	県立病院相互間において行う診療等の応援 業務のうち管理者が別に定めるもの	(1)診療 3時間未満 1回 12,000円 3時間以上 1回 20,000円 (2)宿日直勤務 5時間未満 1回 6,000円 5時間以上 1回 12,000円
救急病院看護 業務手当	(1)看護師、准看 護師及び保健 師 (2)理学療法士、 作業療法士、言 語聴覚士、視能 訓練士、歯科衛 生士、診療放射 線技師、臨床検 査技師、臨床工 学技士、栄養 士、精神保健福 祉士、社会福祉 士、心理士、管 理員及び薬剤 師 (3)その他の職員 (医師事務作 業補助者、看護 補助者、夜間看 護員、遺伝カウ ンセラー)	看護職員処遇改善評価料の施設基準を満た す県立病院に勤務する職員が、当該職員の所 掌する看護業務等その他の医療サービスを 患者に直接提供する業務	(1)月額 8,250円 (2)月額 4,125円 (3)月額 4,125円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,028,850千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	662千円
支給実績（令和5年度決算）	1,221,109千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	782千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同		37,488千円	961,219円
初任給調整手当	医師及び歯科医師である職員に支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ322,500円内			438,858千円	2,675,961円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同		104,055千円	232,785円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同		103,732千円	271,551円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同		115,712千円	105,576円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		102,661千円	121,062円
在宅勤務等手当	一般行政職の制度と同じ	同		—	—
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同		54,242千円	268,524円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣 手当・新型インフルエンザ等緊急事態派遣 手当)	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円